



サンパルク 650 自治会 会則

平成 30 年度改訂版 (2018 年)

サンパルク 650 自治会 会則

(名称および所在地)

第1条 この会は、サンパルク 650 自治会（以下「自治会」という）といい、事務所をサンパルク 650 集会所内に置く。

(自治会の目的)

第2条 自治会は、会員の利益と親睦を図ると共に、広く地域社会の発展に貢献することを目的とする。

2、自治会は、政治的あるいは宗教に中立であり、自治会の名で政治的・宗教的に片寄った活動を行ってはならない。また自治会の名で営利を目的とした活動を行ってはならない。

(会 員)

第3条 会員とは、サンパルク 650 に居住し、会費を納める世帯をいう。

2、自治会への入会資格は、サンパルク 650 に入居した時に発生し、サンパルク 650 を退去した時に失う。自治会は、会費を納め会員になろうとする世帯に対して、入会を拒むことはできない。

3、すべての会員は、平等の権利と義務を持つ。

(会 議)

第4条 自治会は、次の会議を持つ。

- (1) 総 会
- (2) 役 員 会
- (3) 専門委員会

2、会議はすべて、会員に対して公開される。会員は自由に会議に出席し、意見を述べるができる。また会員はいつでも議事録を閲覧することができる。

(総 会)

第5条 総会は、自治会の最高議決機関であり、定期総会と臨時総会からなり、会員の総員により構成される。

2、定期総会は、年1回、会計年度終了後30日以内に会長が招集する。

3、臨時総会は、緊急を要しかつ総会に付議すべき重要な事項が発生したと役員会が判断した場合、また会員の4分の1以上の要求があった場合に、30日以内に会長が招集する。

4、総会は、会員世帯の過半数の出席により成立する。また委任状も出席者に含める。なお1世帯から複数人が総会に出席することができるが、出席者数は世帯単位とする。

5、議事は、第12条の規定による場合を除き、委任状を含む出席者の過半数により可決し、可否同数の場合は議長の採決に従う。なお会員の投票権は1世帯1票とする。

6、総会では、出席した役員を除く会員の中から議長1名、書記1名を選出し、議事の進行と議事録の作成を行う。

7、総会では、次の事項を付議する。

- (1) 活動報告および基本的な活動計画
- (2) 決算報告および予算
- (3) 会計監査報告の承認
- (4) 役員および会長・副会長・会計監査の選任または解任の承認
- (5) 会則・細則の制定または改廃
- (6) その他、重要な事項

- 8、前項(4)、(6)に関しては、臨時総会に代えて、会員による記名投票とすることができる。ただし、定期総会に代えることはできない。

(役員会)

第6条 役員会は、総会につぐ議決機関であり、定例役員会と臨時役員会からなり、役員総員により構成される。

- 2、定例役員会は、原則として月に1回、会長が招集する。
- 3、臨時役員会は、会長が必要と認めた場合、会計監査からの請求があった場合、または役員3分の1以上の要請があった場合に、10日以内に会長が招集する。
- 4、役員会は、役員過半数の出席により成立する。また委任状も出席者に含める。
- 5、議事は、委任状を含む出席した役員過半数による可決とする。
- 6、役員会では、司会1名、書記1名を定め、議事の進行と議事録の作成を行う。
- 7、役員会では、次の事項を付議する。
 - (1) 活動報告および具体的な活動計画
 - (2) 決算報告および予算案の作成
 - (3) 予算に基づく会計の実行
 - (4) 会計監査報告
 - (5) 会長、副会長、会計監査、その他の役職者の選任または解任
 - (6) 会則・細則案の作成
 - (7) 総会に提出する資料の作成
 - (8) 臨時総会に代わる会員投票の準備と集計
 - (9) その他、必要事項

(専門委員会)

第7条 総会、役員会他に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 委員は、役員会が会員の中から指名する。また必要に応じて会員外からオブザーバーを指名することができる。
- 3、委員会で審議・活動した内容・結果は役員会に報告する。
- 4、委員会は、議事録を作成する。また収支を伴う活動を行う場合は、会計帳簿を作成する。

(付属組織)

第8条 第2条1項の目的を達成するため、付属組織としてサンパルク650まちづくり交友会を置く。

- 2、サンパルク650まちづくり交友会は独立した組織とし、その運営に関しては別に定めるまちづくり交友会細則に基づく。

(役員)

第9条 役員は、会員の代表であり、会員の中から選出する。

- 2、役員は、年齢、性別、国籍、思想等一切差別を受けない。
- 3、選出された役員は、最初の定期総会または選出母体の会員投票により承認を得なければならない。
- 4、役員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、役員が任期の途中で交代した場合は、前任者の残りの期間とする。また3年を限度とし役員を再任することができる。
- 5、役員の中から、会長1名、副会長3ないし4名、会計監査2名、その他の役職者を選任する。また選任された役職者が、その任に不適格ある場合は、役員会の議決により解任することができる。

- 6、会長、副会長、会計監査の選任に関しては、最初の定期総会で承認を得なければならない。また任期途中の解任・交代に関しては、解任・交代後 30 日以内に総会または全会員投票により承認を得なければならない。
- 7、役員および役職者の選任および解任に関して、この会則に定めのない事項については、別に定める選任細則に基づく。

(個人情報保護)

- 第 10 条 自治会は必要に応じて会員の個人情報を取得する。その際は個人情報保護に関する法令等を遵守し、本人の同意のもとに慎重に取り扱い、適正に管理し、不要になった時は適正な方法で速やかに廃棄する。また、法令に基づく場合、会員の生命・財産の保護のために緊急に必要な場合を除き、本人の同意なく個人情報を第三者に提供してはならない。
- 2、個人情報の内、役員の名前、連絡先に関しては、自治体、自治会関連団体、これに準ずる公共目的の団体、学校が自治会に関わる事務を遂行する際に必要となる場合は、本人の同意なく提供することを許可するものとする。

(会計および会計監査)

- 第 11 条 自治会の会計は、総会の決議を経た予算に基づき役員会が執行する。ただし定期総会で予算が承認されるまでの間に必要な支出については、前年度の実績に基づき役員会の判断で執行することができる。
- 2、会計執行はすべて、会計帳簿に記載し、会員に公開される。会員はいつでも、会計業務に支障をきたさない範囲で、会計帳簿を閲覧することができる。
 - 3、会計年度は、3月1日から翌年2月末日までとする。
 - 4、会計監査は、少なくとも6ヵ月に1回、会計執行を監査し、監査報告を総会に提出し承認を受ける。
 - 5、会計および会計監査に関して、この会則に定めのない事項については、別に定める会計細則に基づく。

(会則の改正)

- 第 12 条 この会則の改正は、委任状を含めて総会に出席した会員世帯の3分の2以上の議決を必要とする。

付 則

- 1、この会則は、1993年4月1日から施行する。
- 2、この会則が成立するまでの間、自治会の名のもとに成された活動は適正な自治会活動とする。

改 正

- この会則は、1994年4月1日から施行する。
この会則は、2017年4月16日から施行する。
この会則は、2018年4月1日から施行する。

会 計 細 則

(総 則)

第1条 この細則は、サンパルク 650 自治会（以下「自治会」という）会則第 11 条に基づき、会計および会計監査について定める。

(予 算)

第2条 自治会の収入、支出は、すべて予算に計上する。

2、収入は、会費、助成金その他の収入であり、支出は、自治会活動に要する一切の支出とする。

(予備費)

第3条 予算に、予備費を計上することができる。

2、予備費は、役員会の決定により使用することができる。ただし、使用決定後の最初の総会で承認を得なければならない。

(助 成)

第4条 自治会は、会員の利益となる活動、あるいはその活動を行う団体に対し、助成を行うことができる。

2、自治会の助成は、あらかじめ想定できる場合は予算に計上し、それ以外の場合は予備費から支出する。

(会費の納入方法)

第5条 会員は、会則第3条に基づき、月額 200 円を半年分一括し、役員を通じて自治会に前納する。なお退会の際、当該会員から申請があった場合には、月割りにした前納分の会費を返却する。

2、会費は、入会した翌月分から退会した当月分までとする。

(臨時会費等)

第6条 自治会は、必要に応じて、総会または全会員投票の決定により、臨時会費を徴収することができる。臨時会費は役員を通じて自治会に納入する。

2、その他、自治会に対する納入金はすべて、役員を通じて自治会に納入する。

(弔 慰)

第7条 会員世帯から死亡者が出たときは、自治会から弔慰金として 5,000 円を支出する。

(役員活動費)

第8条 役員活動費として、次の額を 6 ヶ月ごとに支給する。

(1) 会 長	月額	8,000 円
(2) 副 会 長	月額	1,800 円
(3) 正 副 委 員 長	月額	1,200 円
(4) 相 談 役	月額	800 円
(5) その他の役員	月額	1,000 円

2、複数の役職を兼任する場合は、多い方の活動費を支給する。

3、自治会活動で交通機関を使用した場合、交通費を支給する。ただし公共交通機関以外の場合、交通費は個人負担とする。

(会計監査)

第9条 会計監査は、6ヵ月に1回（中間期、年度末）実施する。ただし、会計監査の判断により、定期以外に監査を行うことができる。

2、会計監査は、次の事項について行う。

- (1) 予算執行の適否。
- (2) 物品購入の価格および数量ならびに購入方法の適否
- (3) 財産および物品管理の適否
- (4) 帳簿記載および伝票整理の適否
- (5) 現金および預金の確認
- (6) その他、必要と認められた事項

3、会計監査は、監査のつど役員会に報告する。

4、会計監査の結果は、文章により総会に報告し、承認を受ける。

(監査の特権)

第10条 会計監査は、監査に必要な書類の提出、あるいは役員の出席を求め、事情を聴取することができる。

2、会計監査は、必要に応じて役員会の招集を請求できる。

付 則

この細則は、1993年4月1日から施行する

改 正

この細則は、1993年8月23日から施行する。

この細則は、1994年4月1日から施行する。

この細則は、1996年4月1日から施行する。

この細則は、1999年11月20日から施行する。

この細則は、2005年4月1日から施行する。

この細則は、2011年4月1日から施行する。

この細則は、2017年4月16日から施行する。

選任細則

(総則)

第1条 この細則は、サンパルク 650 自治会（以下「自治会」という）会則第9条に基づき、役員の選任および解任について定める。

(役員を選出)

第2条 役員を選出は、次の方法による。

- (1) 役員は、会員の中から階段ごとに1名選出された階段選出役員と、前年度役員の中から前年度役員会により選出された若干名の相談役により構成される。
- (2) 階段選出役員は、原則として、立候補者がいる場合は立候補者の中から選出し、立候補者がいない場合は会員の輪番とする。また階段選出役員が、退会または解任により欠けた場合は、役員会の判断により役員を補充することができる。補充役員の選出方法は、原則として、前任者の選出の際に、他の立候補者がいた場合はその中から選出し、立候補者がいなかった場合は輪番とする。ただし、階段の会員の合意により、独自の選出方法、解任、交代、補充を決定することができる。
- (3) 相談役が欠けた場合は、補充しない。
- (4) 輪番での役員選出に際し、次に該当する場合は、本人の希望により役員就任を免除することができる。
 - ① 80歳以上の夫婦のみの世帯
 - ② 75歳以上の単身世帯
 - ③ 障がい者のいる世帯
 - ④ その他、役員会で免除が妥当であると判断された世帯

2、役員に選出された会員に、役員としての任務を遂行できない事情がある場合は、役員会で承認されることにより、役員を解任される。

(役員の役職・人数および任務)

第3条 役員の役職・人数および任務は、別表のとおりとする。

- 2、役員の仕事として、別表の他に、担当段階において、自治会会費および諸経費の徴収、および広報・回覧等の配布を行う。ただし、相談役はこの仕事を免除される。
- 3、会長、副会長、会計監査、会計委員のうち複数の役職を兼ねることはできない。
- 4、担当役職の決定は、立候補または推薦を原則とする。立候補または推薦で決定できない場合は抽選とする。ただし、相談役は抽選からは除く。
- 5、会計委員・防災環境委員・広報委員・文化体育委員の中から、委員長各1名を選出し代表とする。さらに副委員長を1名選出する。
- 6、副会長は各街区から1名選出する。また必要に応じて追加の副会長を選任することができる。
- 7、各役職委員（会計・広報・文化体育・防災環境）は、原則として各棟より1名選出する。ただし広報委員はC-6棟から2名選出する。また必要に応じて追加の文化体育・防災環境委員を選任あるいは変更することができる。

付 則

この細則は、1993年4月1日から施行する。

改 正

この細則は、1993年8月23日から施行する。

この細則は、1994年4月1日から施行する。

この細則は、1996年4月1日から施行する。

この細則は、2011年4月1日から施行する。

この細則は、2017年4月16日から施行する。

この細則は、2018年4月1日から施行する。

別 表

選任細則（役員の役職・人数および任務）

役 職	人数 (名)	任 務
会 長	1	<ul style="list-style-type: none"> ・定例役員会を招集する。 ・自治会連絡協議会に出席する。定例役員で報告する。 ・市の行事に参加する。 ・各種申請書（助成金・公園委託契約等） ・サンパルク 650 まちづくり交友会推進委員会委員として運営に参画する。
副 会 長	3～4	<ul style="list-style-type: none"> ・杉久保コミュニティセンター管理運営委員会に2名派遣 管理運営委員会の会計1名 } 他、管理運営委員会の行事に参 管理運営委員会の書記1名 } 加する。 ・青健連（大谷・杉久保）へ1ないし2名派遣 大谷青健連、杉久保青健連の行事に参加する。 ・サンパルク 650 まちづくり交友会推進委員会委員として運営に参画する。
会 計 委 員	6	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会費集金 ・赤十字、社協、赤い羽根、年末助け合い等の募金集計 ・助成団体へ助成金を支給、他 金銭に係る仕事
広 報 委 員	7	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの回覧物の回覧および掲示 ・団体からの回覧物の回覧および掲示 ・自治会だよりの発行（年4～6回）
文化体育委員	6～8	<ul style="list-style-type: none"> ・盆おどり、杉久保コミュニティセンターまつりに参加する。 ・ラジオ体操、8月の1週間実施 ・敬老を祝う会実施
防災環境委員	6～8	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の委託清掃および全体清掃、年4回実施 ・自主防災訓練、避難所運営訓練を実施 ・自主防災資機材の見直し、助成金を利用して購入
会 計 監 査	2	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会の会計が適切に実行されているかを監査する。 ・半期に1回、定期監査を行う。
役職共通事業		<ul style="list-style-type: none"> ・自治会費、募金の集金を行う。（年2回） ・防犯パトロールの実施（月1回以上） ・定例役員会（月 1 回） ・全体清掃（年4回） ・回覧物の回覧 ・夏休みラジオ体操実施（8月の1週間） ・自主防災訓練 ・「盆おどり」「杉久保コミュニティセンターまつり」「サンパルク・フェスティバル」には、各委員から2名以上参加する。 ※各委員とは（会計・広報・文化体育・防災環境）委員 ・定期総会準備（次年度予算・議案書作成・出欠通知表集計等）は、全員で行う。 ※会長、副会長はすべての行事に参加する。
相 談 役		<ul style="list-style-type: none"> ・前年度役員会により、選出された若干名とする。

サンパルク 650 まちづくり交友会細則

(名称および事務局)

第1条 この会は、サンパルク 650 まちづくり交友会（以下「交友会」という）といい、事務局をサンパルク 650 自治会内に置く。

(目的)

第2条 交友会は、ボランティア精神のもと、自治会と相互に協力し、地域まちづくりの主体として、創意工夫し、安全、安心で明るい魅力あるまちづくりを推進することを目的とする。

(活動内容)

第3条 交友会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行うものとする。

- (1) 自治会より付託された活動に関する事。
- (2) 愛好会・同好会活動に関する事。
- (3) 自治会との連絡調整に関する事。
- (4) 自治会行事の協力に関する事。
- (5) 自治会からの助成金の管理に関する事。
- (6) まちづくり推進計画の作成に関する事。
- (7) 必要時におけるPT（プロジェクトチーム）の設置に関する事。
- (8) その他交友会の目的達成に必要な事業

(まちづくり推進委員会)

第4条 交友会の活動の主体としてまちづくり推進委員会を置く。まちづくり推進委員会は次のまちづくり推進委員によって構成される。

- (1) 自治会会長、自治会副会長、愛好会・同好会代表者、民生委員、サンパルク 650 住民有志
- (2) まちづくり推進委員による推薦とまちづくり推進委員会の総意により、新たなまちづくり推進委員を随時追加することができる。
- (3) まちづくり推進委員の任期は不定とする。
- (4) まちづくり推進委員会の中に、必要に応じて、まちづくり推進検討委員会およびPT（プロジェクトチーム）を置く。

(役員の種類)

第5条 交友会に次の役員を置く。(1) 代表1名、(2) 副代表1名、(3) 書記1名。

(選出の方法・任期)

第6条 代表、副代表、書記はまちづくり推進委員の中から推薦により選出し、任期は不定とする。

(任務分掌)

第7条 代表 交友会を代表し、会務を統括する。
副代表 代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代行する。
書記 会務を記録するほか総務を兼務する。

(運営費)

第8条 自治会からの助成費を活動原資とし、愛好会（同好会）活動費は各会の年会費をもって充当することを基本とする。

2. 助成費の使用方法については、代表がまちづくり推進委員会に提案し了解を得る。

(細部事項の決定)

第9条 本会則運用のため必要な細部については、まちづくり推進委員会の合意によって定める。

付 則

この細則は、2018年4月1日から施行する。